



平成 31 年 2 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社一六堂
代表者名 代表取締役社長 柚原 洋一
(コード番号：3366 東証 第一部)
問 合 せ 先 取締役管理本部長兼財務経理部長
大木 貞宏
(電話番号 03-3510-6116)

株式併合、定款の一部変更及び資本金の額の減少に係る承認決議に関するお知らせ

当社は、平成 31 年 1 月 21 日付当社プレスリリース「資本金の減少に関するお知らせ」及び平成 31 年 2 月 8 日付当社プレスリリース「株式併合並びに単元株式の定め廃止及び定款の一部変更に関するお知らせ」（以下「平成 31 年 2 月 8 日付当社プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、定款の一部変更及び資本金の額の減少に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

この結果、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、平成 31 年 2 月 25 日から平成 31 年 3 月 18 日までの間、整理銘柄に指定された後、平成 31 年 3 月 19 日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所市場第一部において取引することはできませんので、ご注意くださいようお願いいたします。

記

1. 第 1 号議案（株式併合の件）

当社は、平成 31 年 2 月 8 日付当社プレスリリースにてお知らせいたしましたとおり、以下の内容の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に関して必要なご承認をいただくため、本臨時株主総会を開催いたしました。

①併合する株式の種類

普通株式

②併合比率

当社株式について、440,000 株を 1 株に併合いたします。

③減少する発行済株式総数

9,822,878 株

④効力発生前における発行済株式総数

9,822,900 株

⑤効力発生後における発行済株式総数

22 株

⑥効力発生日における発行可能株式総数

88 株

⑦ 1 株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

本株式併合により、株式会社八越（以下「八越」といいます。）及び柚原洋一氏以外の株主の皆様が保有する株式の数は、1 株に満たない端数となる予定です。

併合の結果生じる 1 株に満たない端数の処理の方法につきましては、その合計数（会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第 235 条第 1 項の規定により、その合計数に 1 に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第 235 条その他の関連法令の規定に従って売却し、その売却により得られた代金を端数が生じた株主の皆様に対して、その端数に応じて交付いたします。かかる売却手続に関し、当社は、会社法第 235 条第 2 項が準用する会社法第 234 条第 2 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当該端数の合計数に相当する当社株式を八越に売却すること、又は会社法第 235 条第 2 項が準用する会社法第 234 条第 2 項及び同条第 4 項の規定に基づき、裁判所の許可を得た上で、当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却価格につきましては、必要となる裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、本株式併合の効力発生日の前日である平成 31 年 3 月 24 日の最終の当社の株主名簿において株主の皆様が保有する当社株式の数に、八越が平成 30 年 11 月 6 日から平成 30 年 12 月 18 日までの 30 営業日を公開買付けの買付け等の期間として実施した当社株式及び当社新株予約権（注）に対する公開買付けに係る買付け等の価格と同額である 515 円を乗じた金額に相当する金銭が交付されるような価格に設定することを予定しております。ただし、裁判所の許可が得られない場合や計算上の端数調整が必要な場合等においては、実際に交付される金額が上記金額と異なる場合があります。

（注）「当社新株予約権」とは、①平成 27 年 6 月 25 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権、②平成 28 年 6 月 28 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権、③平成 29 年 7 月 14 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権及び④平成 30 年 6 月 14 日開催の当社取締役会の決議に基づき発行された新株予約権の総称を意味します。

2. 第 2 号議案（定款の一部変更の件）

本株式併合に伴い、本株式併合の効力発生日である平成 31 年 3 月 25 日に当社株式の発行可能株式総数は 88 株に減少する定款の変更をしたものとみなされます。かかる点を定

款の記載に反映して、より明確化するために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものです。

また、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は22株となり、単元株式数を定める必要性がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第7条（単元株式数）を削除し、その他単元未満株式に関する規定を削除するとともに、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものです。

さらに、本株式併合の効力が発生した場合には、1株以上の当社株式を所有する者は八越及び柚原洋一氏のみとなり、定時株主総会における議決権に係る基準日を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第12条（定時株主総会の基準日）を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものです。

当該定款の一部変更の内容等は、平成31年2月8日付当社プレスリリースをご参照ください。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である平成31年3月25日に効力が発生するものとします。

3. 第3号議案（資本金の額の減少の件）

当社株式が上場廃止となることを前提に機関設計を簡素化するとともに、当社の業容及び損益状態の現状を踏まえ、適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性を維持し、また、今後の資本政策の機動性及び弾力性を図るために、資本金1,216,224,200円のうち1,116,224,200円を減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を100,000,000円といたします。

なお、当該資本金の額の減少は平成31年2月26日に効力が発生するものとします。

4. 株式併合の日程

① 本臨時株主総会開催日	平成31年2月25日（月）
② 整理銘柄指定	平成31年2月25日（月）（予定）
③ 当社株式の売買最終日	平成31年3月18日（月）（予定）
④ 当社株式の上場廃止日	平成31年3月19日（火）（予定）
⑤ 株式併合の効力発生日	平成31年3月25日（月）（予定）

以上